



271号

2023年

5月31日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

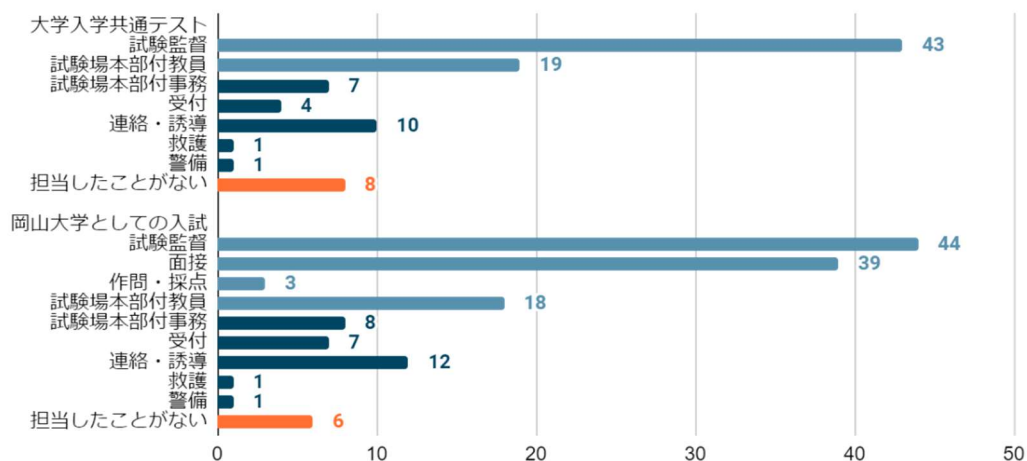
ホームページ <https://odunion.jp>メールアドレス info@odunion.jp

目次: 1～3: 入試手当アンケートまとめ 4: 新学長へ挨拶、全大教中四国教研集会速報 5: 学校教育法改正案を提案
6: 5・3憲法集会に参加して 6～7: メーデーに参加しました、お知らせ 8: 旅日記

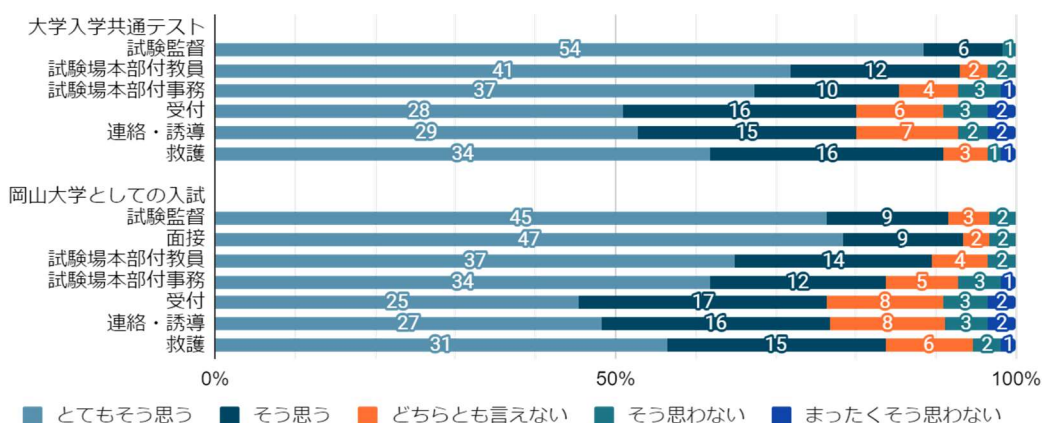
入試手当についてのアンケート集計結果 最終報告

入試手当についてのアンケートの結果、62件の回答が得られました。アンケートにご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。早速、集計結果を見ていきましょう。

担当入試業務



入試業務の特殊性



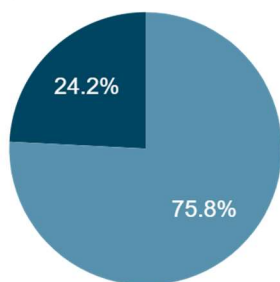
担当入試業務は、教員からの回答が多かったこともあり、「試験監督」がもっと多くなっています。「作問・採点」、「警備」は、「その他」を選択し記入して回答されたものです。最初から選択肢にあれば、もっと回答数が多かったかもしれません。

入試業務の特殊性は、「とてもそう思う」と「そう思う」がどの担当業務でも大半を占めており、多くの教職員にとって入試業務は特殊な業務であると認識されています。担当業務別に見ると、教員

の担当する「試験監督」や「面接」が最も特殊性が高いと思われており、特に共通テストの試験監督では、「とてもそう思う」と「そう思う」がほとんどを占めています。次いで、「試験場本部付教員」、「試験場本部付事務」、「救護」、「連絡・誘導」、「受付」と続き、全体的に事務職員と技術職員の担当する業務は教員の担当する業務より相対的に特殊性が低く思われています。また、大学入学共通テストと岡山大学としての入試で比較すると、担当業務ごとの相対的な評価は同じような傾向を示しますが、全体的に見て大学入学共通テストのほうが岡山大学としての入試より若干特殊性が高いと思われています。

入試手当の認知状況

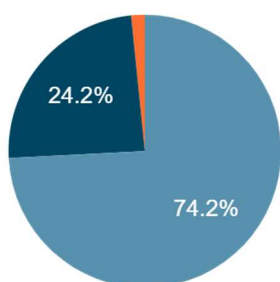
- 知っていた
- 知らなかった



入試手当の認知状況は、回答者の4分の1が、入試業務手当がないことを知らなかったと回答しています。入試業務の特殊性を認知状況別に比較してみると、入試業務手当がないことを知っていた回答者のほうが特殊性を認める回答をする傾向が強いです。

職種

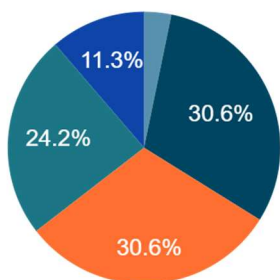
- 教員
- 事務職員
- 技術職員



回答者の職種は、4分の3が教員で、4分の1が事務職員です。技術職員の回答はわずかでした。事務職員と技術職員をまとめて職員とし、教員と職員で入試業務の特殊制を比較してみると、職員のほうが特殊性を認める回答する傾向が若干強いように見えます。

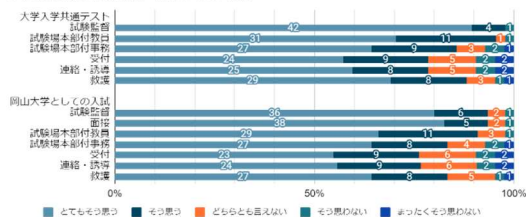
年齢層

- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代

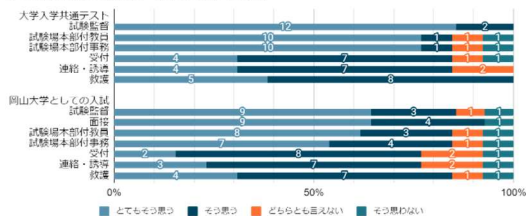


年齢層を20～30歳代、40歳代、50～60歳代の3つにわけて入試業務の特殊性を比較してみると、20～30歳代の若い世代が、他の世代より入試手当の特殊性を高く評価する傾向が強いようです。

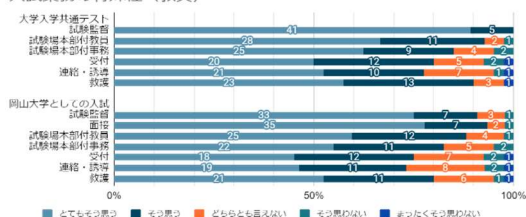
入試業務の特殊性（知っていた）



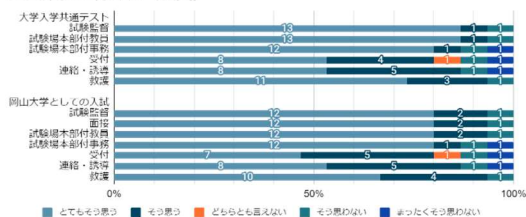
入試業務の特殊性（知らなかった）



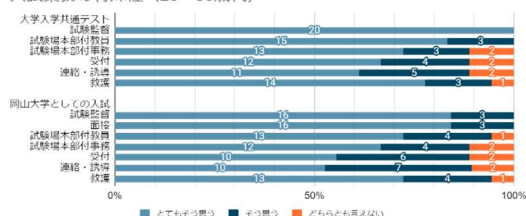
入試業務の特殊性（教員）



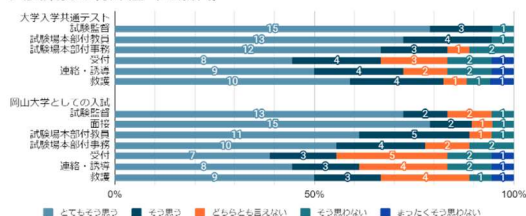
入試業務の特殊性（職員）



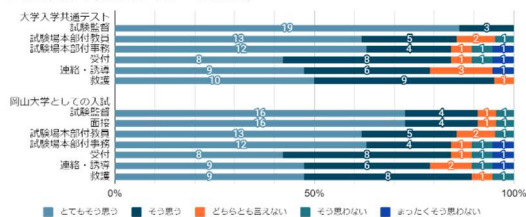
入試業務の特殊性（20～30歳代）



入試業務の特殊性（40歳代）

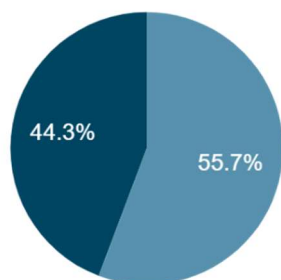


入試業務の特殊性（50～60歳代）



組合加入

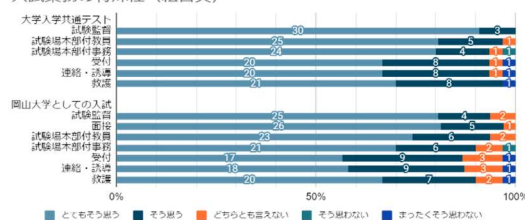
● 組合員
● 組合未加入



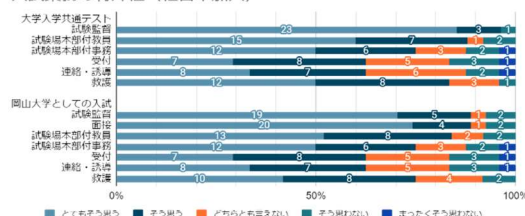
回答者の組合加入状況を見ると回答者の半数近くが組合未加入者でした。岡大職組の組織率は1割程度であることを考えると、未加入者の回答の比率はもっと高くてもよいと思われます。アンケートを告知する組合だよりは、組合への加入・非加入を問わず、全教職員に対して配布していますが、組合が組織されていない部局ではうまく末端まで行き渡っていない可能性があります。また、紙媒体の組合だよりは、電子媒体のアンケートにリーチさせづらい側面もあるかもしれません。他のアンケートでメールによる告知が効果をあげたケースもあるので回答者を増やすために効果的な告知を行いたいところです。

組合加入状況別に入試業務の特殊性を比較してみると、組合加入者のほうが特殊性を高く評価する傾向が強いです。

入試業務の特殊性（組合員）



入試業務の特殊性（組合未加入）



入試手当についての自由記述は、38件の回答がありました。特に業務の負担やストレスに対する言及が多く、業務の重要度に対する言及も多いようです。業務の特殊性を認めない大学の姿勢に疑問を示す声もありました。センターから支給される経費に関する言及もいくつかありました。総じて、手当の必要性を切実に訴えるものが多かったです。回答者のご意見をいくつか紹介します。

入試は岡山大学の新入生を選抜する業務であるため、大学運営の根幹をなす業務であり、これについて手当を支給しないという方針には納得できません。大学入試共通テストについても、実施のための運営費が支給されているのみならず、岡山大学の志望者も必ず受験する試験のため、上記と同じ理由で、手当を支給すべきと考えます。

少なくとも共通テストは非常に神経を使いますし、岡大独自の試験ではないので、試験監督の先生には手当が必要だと思います。共通テスト試験監督の2日を振替2日で済ませるのはいかがなものでしょうか。振替期間も1日目は2か月ありますが、2日目は1か月以内です。博論・修論発表に向けて指導の追い込みもあり、振替日を決めても実際には全く休めていない先生が多いです。改善してください。事務の方については、多くはきっちり振替を取られているので不要と思います。その分忙しくなったとしても時間外手当を付けられているので問題ないと思います。

当局の『入試業務については手当を支給するほどの特殊性はない』との認識は、試験現場の実態から大きくかけ離れており、以前のような額でなくても、支給するのが妥当だと思います。どうしても試験現場の人員にかかるストレスが大きいことが認識されていないのであれば、当局は今一度、調査・精査を行い、ストレスが生じていないことの証明書類を整備の上で、それを基に全教職員に対して丁寧な説明を行う必要があると思います。学長はもとより、各理事、各管理職の方々もそれぞれの責務で試験実施にご尽力されており、ストレスは生じていると思います。なかでも、試験現場最前線に携わっている人員のストレスは大きいものです。何が起るか分からないという緊張状態が継続し、失敗は許されず、トラブルの内容によってはニュースになり、本学の信用問題に関わるケースも出てくると思われます。そのため、とにかく無事に試験業務を完了させることが私たち全教職員の一致した願い・強い使命感となっており、モチベーション維持のためにも入試手当の支給について、ぜひ再考をお願いいたします。

組合では、次の団体交渉で入試手当の支給を要求する準備を進めています。

那須新学長に挨拶に行ってきました



2023年4月から岡山の学長が那須学長となりました。岡山大学職員組合は、5月10日に那須新学長に挨拶に伺いました。

岡山大学職員組合からは、岡山大学職員組合の労働組合としての姿勢や、活動の7つの柱を紹介し、岡山大学職員組合が、岡山大学をよりよい大学にしていこうことを目指して大学と対等の立場で活動していることをお伝えしました。また、就業規則等の変更については不利益変更でない場合も一報していただきたいこと、組合だよりを大学の全部局・部署で配布することを妨げないことを要望

しました。

那須学長は、いつも組合だよりを読んでいらっしゃる、大学の全構成員の「心理的安全性」が重要だということ、それを保障できる大学を作っていきたいと語られました。

岡山大学職員組合は、那須新学長に期待するとともに、岡山大学をよりよい大学とするために、これまで同様、労働者の声を伝え、交渉する活動を行なっていきます。

全大教中四国教研集会 速報



第33回中国四国地区協議会教職員研究集会が5月20日(土)と21日(日)の二日間にわたって開催されました。

これは年に一度、中国四国地区の全大教加盟大学職員組合が集まって勉強会を開き、各組合の状況の情報交換をしたり、問題を提起して議論したりするものです。加盟組合の持ち回りで開催されますが、今回は岡山大学職組が担当で、9組合とオブザーバー参加1組合から27名の参加者(オンライン参加を含む)をお迎えしました。

今回の大きなテーマは「大学と賃金 大学教職員の賃金は適正か?」というものでした。このテーマに沿って、まず講演会が行われました。講師は中澤秀一さん(静岡県立大学短期大学部社会福祉学科)で「普通の暮らしと賃金 ― 生計費調査からわかったこと」と題してご講演いただきました。中澤さんによると、最低賃金が安く、30年前に普通とされていた暮らしが、今はできないそうです。非正規雇用でも、家計の主体として、普通の生活ができるようにするためには、最低賃金を上げ、全国統一にすることが提案されました。また、間接賃金である社会保障で教育・住居・医療を充実させ、生活不安をなくすことも重要だということでした。



その後、二日間に分けて、各大学から9本のレポートが発表されました。

た。その中では、研究者雇止め、残業代未払い、休職者の職場復帰、ハラスメント対策、研究時間を確保するための勤務時間管理の工夫や担当コマ数の上限設定、大学改革批判など多岐にわたる問題が取り上げられました。また岡山大学からは入試手当問題と学長選に際しての組合活動について発表しました。多くの問題が複数の大学に共通しており、盛んな質疑応答と情報交換が行われました。

今回は久しぶりの対面集会でしたので、一日目の夜に生協ピーチ4階にて懇親会が開かれました。遠方より来たる客人たちを、鯖やえびめしなどの郷土料理に加え、日本酒「おお岡大」や岡山産ワインでもてなしながら、更なる情報交換をしました。

二日間にわたって、他の大学職員組合の活動を知り、学ぶことのできた有意義な教研集会となりました。自分たちが抱えている問題は、他大学も経験している問題であることが多いようです。どんな活動でどんな成果をあげたか、お互いに語り合ったことは、今後の組合活動に大いに役立つことでしょう。

全大教、私大教連、公大連共同で学校教育法改正案を提案

大学とはどういうところなのか。歴史的にみれば、あるいは世界的にみれば、「大学」とはどのようなものであるのかは流動的でその場そのときで変化していることがわかります。日本の大学のあり方は近年かなり変化してきていると感じます。国立大学については2004年の法人化によってそのあり方が大きく変わったことを、国立大学に籍を置く私たちは身をもって体験しました。では、私立大学・公立大学も含めた日本の大学全体のあり方が大きく変わったのはいつでしょうか。それは2014年の学校教育法改正である、と全国公立大学教職員組合連合会(公大連)、全国大学高専教職員組合(全大教)、日本私立大学教職員組合連合(私大教連)、では考えています。



2014年の学校教育法改正で大きく変わったのは教授会の位置付けです。

それまで、「大学には、重要事項を審議するため、教授会を置かねばならない」(改正前の学校教育法第93条)とされていた教授会が、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」(改正後の学校教育法第93条2)と変更になりました。教授会が、審議する機関ではなくなったという点が重要です。

2014年に学校教育法を改正する元となったのは、中央教育審議会大学分科会の『大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)』(2014年2月12日)です。そこでは教授会の役割の見直しはその役割の明確化をするためだとしています。当時の教授会が「学部教授会の審議事項が大学の経営に関する事項まで広範に及んでおり、学長のリーダーシップを阻害しているとの指摘がある。」(p.27)、「問題は、本来学長や理事会に最終決定権がある事項について、直接責任を負う立場にない教授会の議決によって、学長や理事会の意思決定が事実上否定できるような、権限と責任の不一致が生じる場合」(p.28)とあるように、学長のリーダーシップのもとで運営されるのが大学の姿であると規定し、教授会が審議機関であることがその妨げになるという意見が掲載されています。一方で、「教授会は意見調整の機能を持っており、迅速かつ効果的に大学改革が進展させるためには、学長のリーダーシップの下、教授会の理解と協力は不可欠である。」(p.12)という見解も掲載されています。

当時、教授会が審議機関ではなくなるということに対する大学教員の反応はさまざまでした。長い会議時間が短くなったり無駄な会議が減ると喜ぶ人、

どうせ実質的な変化はないだろうと言う人、「大学の自治」の危機だと危機感をつのらせる人。しかし、当時、ここまで大学のあり方が変化すると思った人は少数だったのではないのでしょうか。

2014年の学校教育法の改正の結果、学長の権限が大幅に拡大され、大学のあり方が大きく変わりました。その変化は、いくつかの大学では大学が学長に私物化されるというような形で表れ、学長のリーダーシップのもと「大学改革」の名のもとに改革のための改革に日々心身を削られる状況を招きました。この変化は必ずしもよいものであったとは評価できません。教員の意見が大学執行部に届かなくなり、「もっとこうしたらよいのに」と現場で思ってもそれを大学執行部に伝える手立てがなくなっています。現場の意見を聞かないことが「トップダウン」であると勘違いしているのではないかと思うこともあります。教授会が審議機関ではなくなって会議が減ると期待していた人も、実際には会議は減るどころかむしろ増えるような状況で、「こんな風になるとは思わなかった」とぼやいているほどです。



国立大学の組合の連合体である全大教、私立大学の組合の連合体である私大教連、公立大学の組合の連合体である公大連は、「大学教職員組合3団体による学校教育法改正の提案」をまとめ2023年3月8日に記者発表を行いました。その内容を簡単にまとめると、
第83条 大学の目的に関する改正案
第92条 学長の役割の明確化と選出方法に関する改正案
第93条 教授会の位置付けに関する改正案
の3つです。詳細は

https://zendai-kyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=216&room_id=51&cabinet_id=5&file_id=10236&upload_id=29728

をご覧ください。

記者会見では「昔の教授会の復活ではないか？」との質問も出たとのことですが、過去の教授会自治を単純に復活させることを意図しているのではなく、今後の大学の発展、学術の発展のために何が必要かを検討した結果がこの提案です。研究力強化も含めて、大学の発展を望むのであれば、大学の自治をきちんと保障する必要があります。人に言われて行う研究ではよい成果は望めません。研究者の自主性が一番重要で、それを保障できる制度が必要なのです。

今後、全大教、私大教連、公大連はこの提案を実現すべく協力していくことになっています。

(笹倉万里子)

5・3 憲法集会に参加して

松岡 由美子

私と日本国憲法の出会いは、中学校の公民の授業でした。先生に、素晴らしい憲法だから前文を暗記しましょうと言われ、一生懸命覚えしました。子どもながら「日本は戦争をしない良い国だ。」と安心したものです。

ところが、2004年に、9条が危ないと、この3月にご逝去された大江健三郎さん達が「9条の会」を発足させたかと思うと、安倍政権は集団的自衛権の行使容認に踏み切り、昨年末には遂に反撃能力保有を明記する安保関連3文書が閣議決定されました。安心は不安に置き換わっていくばかりです。

そのような折、職員組合からの案内で憲法集会があることを知り、内田樹先生の、「9条と自衛隊」という演題の講演を聞きに行きました。冒頭、内田先生は、ふだん護憲派の集会は平均年齢70歳ぐらいなのに、今日はずいぶん若い人が多いと喜んでおられました。

内田先生のお話で印象に残ったのは、憲法制定当時多くの日本人が9条を世界に誇れる倫理的に卓越する100点の憲法として歓迎したのだという話です。戦争で計り知れない多くの犠牲者を出し、軍勢力も経済力も文化的発信力も誇るものがなくなった日本人にとって、日本が、戦力を放棄した平和国家として倫理的に世界に冠絶することがどれほど魅力的だったかを忘れてはならないということです。しかし、

1980年代から歴史修正主義が台頭してきて、憲法を変えようとする動きが活発になってきました。内田先生によると、戦争経験の継承に失敗し、自国の暗黒な歴史を隠すとその国には毒が回り、隠蔽しなかった国は発展するのだそうです。



内田先生は講演の最後で、憲法は国のあるべき姿を書くものであり、空文であるが準拠すべき理想であると締めくくられました。現実に合わせて憲法を書きかえるのではなく、憲法の理想に向かって平和を希求し続けることが大切なのだと、終始穏やかな語り口で激励してくださった、素晴らしい講演でした。もし第3次世界大戦が起こるとすれば核戦争になるだろう世界情勢の中、唯一の戦争被爆国であり、かつ9条を持つ日本は、9条の理想を持ち続けねばならないと、改めて強く思いました。

「9条の会」の大江さんは、晩年のエドワード・サイードが、「絶望的な状況の中でも意志の力によって楽観的であった」という姿勢を自分の信条としたい、と繰り返し強調されていました。緊急事態条項導入などの改憲論議が進む昨今、日本国憲法の将来を考えると悲観的にならざるをえませんが、憲法を守って生かそうとする集会に多くの若い人が集まったことは、大きな希望です。この集会は、先人たちが幾多の試練を経て残してくれた平和憲法をそのまま次の世代に引き継いでいこうという思いを会場いっぱい参加者と共有することができ、意志の力で楽観的になれた素敵なお集まりでした。

2023年度定期大会のお知らせ

日時：6月21日(水) 18:00～

Webで開催します。

*各単組の代議員の方、ご出席ください。

*代議員でない方もオブザーバー参加できます。

*各単組役員もしくは、組合までご連絡ください。

子供用品譲渡市場『これどうぞ、ありがとう』

組合では、お譲りしたい方と、欲しいものがある方を仲立ちして、大学内で子供用品を有効利用する企画を立ち上げました。

お譲りしたい品物11点をホームページにアップしています。

ページは、こちらです。 <https://childcare.odunion.jp>

欲しい方は、組合まで、ご連絡ください。

連絡先：岡山大学職員組合 info@odunion.jp

他にも、お譲りしたい物がある方は、写真と共に「メーカー名、型番、状態」をお知らせください。欲しいものがある方も、どうぞお知らせください。



メーデーに参加しました

岡山県中央メーデーが、5月1日(月)16時半から、岡山市北区石関公園で開かれました。各組合、団体からの発言のほか、寸劇や合唱等もあり、表町商店街までパレードを行い、盛り上がりました。

参加者は、約250人で、岡山大学職員組合からも4人が参加しました。

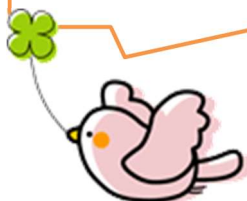
(藤澤悦子)



新書記 自己紹介

5月1日から、岡山大学職員組合の書記として勤務しております、藤澤悦子と申します。今年3月末まで、岡山大学の事務職員でした。岡本一代さんの後任となります。書記の多様な仕事を早く覚えて、お役に立つことができるよう一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。岡山大学の教職員の方々、職員組合へご加入くださいませんか。(藤澤悦子)

あなたも組合の仲間になりませんか？



教員の方も、事務職員の方も、パートの方も組合に入ることができます。
加入申し込みは、各単組役員、もしくは上のQRコードからどうぞ。
メールは、info@odunion.jpまで。

主な活動

団体交渉、学長懇談会研究科長・各部長・病院長と交渉、講演会、学習会の開催、レクリエーション活動、コーラスサークルなど

教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！

一人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。

ありがとうございました

2005年から組合書記として働かせていただきこの6月末にて退職いたします。皆様、大変ありがとうございました。組合役員の皆さんや組合員さんが、より良い労働環境になるように、十分に研究ができるようにと頑張っておられる姿に日々感動しました。中でも、東日本大震災臨時特例法による給与削減、退職手当、60分授業4学期制、年俸制、非常勤職員雇用問題などの取り組みが心に残っています。

組合だよりでは、皆さまからいただいた原稿を編集するのも楽しい仕事でした。学長選では、役員の皆さんが学長候補者への質問を考えられ、候補者の方々からいただいた回答を立会演説会や意向投票に間に合うようにと、急いで組合だよりへ掲載・発行、印刷・配布したことなども印象深い思い出です。

岡山大学職員組合は連合体組織ですが、それぞれの学部組合のつながりを持つと始めたクリスマスパーティ。組合員の方からのお申し出があり、農学部の先生からお花を提供いただき始めた「フラワーアレンジメント講習会」。参加された皆さんに喜んでいただき、私にとっても大きな喜びでした。組合合唱団の練習も楽しく、日々の励みになりました。

また、全大教の教研集会や書記研修会に参加させていただき、講演や他大学の取り組みなどを学習し組合の大切さを再確認したり、岡山大学で全国から約280人の方々をお迎えした全大教の全国教研集会も大切な思い出です。

構内の桜、新緑、花水木、銀杏並木、紅葉など季節ごとの美しさ、小鳥の囀りにも日々癒されました。



組合の発展と、組合員の皆さまをはじめ、岡山大学の教職員の皆さまのご健康とご活躍をお祈りしております。(岡本一代)

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：中東靖恵 文学部准教授 内線 7426

ローカル線で行く！フーテン旅行記

第97回 里山を走る私鉄！ 能勢電鉄

工学部職員組合 大西孝

阪急電車が誇る私鉄一の大ターミナル、大阪梅田駅から宝塚行きの急行に乗ると、約20分で川西能勢口駅へ到着します。ここから妙見（みょうけん）山へ向かう能勢（のせ）電鉄に乗ってみましょう。

能勢電鉄は、兵庫県川西市から妙見山がある大阪府豊能（とよの）町を結ぶローカル私鉄です。大阪から近いこともあり、沿線はベッドタウンとして開発され、途中の駅からニュータウンへ向かう支線もあり、平日の朝夕には阪急電車に乗り入れて梅田まで直通する電車も走っています。一方で、川西能勢口を出てしばらくすると猪名川（いながわ）に沿った溪谷地帯を走り、終点に近い豊能町では里山の雰囲気が感じられる地域もあり、都会を走る大手私鉄の路線とは異なる雰囲気が味わえます。また、能勢電鉄の電車は全て、阪急電鉄から譲り受けたものを使っており、1962年（昭和37年）に製造された古豪も走っていますが、どの車両も手入れが行き届き、阪急電車と同じマルーン（栗色）の艶やかな車体に、木目調の壁や深い緑色の座席（この布はアンゴラヤギの毛でできています）、今では珍しくなった日除けのよろい戸など、年配の方には懐かしい往年の阪急電車が今に走っています。

川西能勢口駅から、日生ニュータウン行きの電車に乗ります。この電車は、途中の山下駅から支線に入るので、妙見山へ行く場合は乗り換えが必要です。

川西能勢口駅を出ると「滝山」「小滝」と溪谷を思わせる駅名が続き、猪名川を鉄橋で渡るとトンネルに入るなど、住宅地を走る阪急宝塚線とは車窓風景がずいぶん異なります。川西能勢口駅から約15分、山下駅で妙見口行きの電車に乗り換えですが、乗客はずいぶん減り、のどかな雰囲気が漂います。ここからは山深いところを走り、景色が開けて青々とした田んぼの中を走ると、終点の妙見口駅へ到着します。妙見口駅は木造の小さな駅舎で、自動改札がなければ、どこかの地方の私鉄にきたような趣きです。ここからバスに乗り換えて、妙見山へ登るケーブルカーを目指します。妙見山は兵庫県と大阪府の境にある標高660mの山で、山頂には能勢妙見堂という日蓮宗の寺院があります。この付近は府県境が入り組んでおり、妙見口駅は大阪府にあるものの、妙見山へ登るケーブルカーと、その先のリフトは全て兵庫県内にあります。ケーブルカーから眼下の里山の風景を眺め、さらにリフトへ乗り継ぎます。かつてはこのリフトの区間にも別のケーブルカーがあったようですが、戦時中に撤去され、戦後はリフトとして運行されています。ちょうど訪れた時期は7月中旬でしたが、リフトの下に咲くアジサイが見頃で、12分の空中散歩を楽しめます。リフトの終点から、さらに一歩きくと、山上のお寺に着き、山門のところで再び兵庫県川西市から大阪府豊能町へ入ります。夏場といえども山上の空気はすがすがしく、お参りを済ませてもと来た道を戻ります。帰りはケーブルカーのふもと側の駅から妙見口駅まで下り坂ですので、里山の中を約30分、ゆっくりと歩いて帰るのもお勧めです。



妙見口駅付近を走る能勢電鉄の電車。阪急電車と同じマルーンの車体が、田園風景に映えます。



妙見口駅から妙見山へ登るケーブルカーへ乗り換えます。緑色のケーブルカーが山上から、ふもとの黒川駅へ降りてきました。



能勢電鉄の電車の車内。この車両は昭和37年製造ですがよく手入れされています。天井には風鈴やヒマワリの飾りつけもされていました。



ケーブルカーからさらにリフトを乗り継ぎ、妙見山の山頂を目指します。リフト沿いに植えられたアジサイが見事でした。